

## 令和3年9月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和3年9月24日(金)	開会	午前	9時31分
		散会	午前	9時49分
	9月30日(木) 第1回	開会	午前	9時29分
		休憩	午前	9時40分
	第2回	再開	午前	11時46分
		休憩	午前	11時48分
	第3回	再開	午後	8時9分
		休憩	午後	8時10分
	第4回	再開	午後	8時44分
		散会	午後	8時46分
	10月6日(水) 第1回	開会	午前	9時37分
		休憩	午前	9時48分
	第2回	再開	午後	0時18分
		散会	午後	0時21分
	10月14日(木) 第1回	開会	午前	9時29分
		休憩	午前	9時38分
	第2回	再開	午後	1時59分
		閉会	午後	2時4分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長

岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、

山本正乃委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 木下高志議長、岡地優副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年9月24日(金))

---

**委員長**

1 中野英幸議員の議員辞職許可についてだが、本日、中野英幸議員から議長に、議員を辞職したい旨の申出があった。

この件については、本日の議事の冒頭において、異議なし採決によりお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。

また、辞職許可後の会派別所属議員数は、お手元の資料1のとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 議席の一部変更についてだが、中野英幸議員の議員辞職許可後、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要性が生じている。ついては、お手元の資料2のとおり、自民の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

ただ今の枠の変更を受けて、自民から議席の報告があったので、これを踏まえた議席変更一覧表を事務局に配布させる。

< 事務局職員が議席変更一覧表を配布 >

**委員長**

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

ただ今、御確認いただいたとおり、議席の変更を行うことで、議長、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、議席の一部変更については、本日の議事の最後に行うこととし、新議席への着席は、一般質問初日・9月30日(木)からとすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しをいただいたので、最終日に追加提出をお願いしたいと考えている表彰議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「令和3年9月定例会に追加提出する表彰議案」を御覧願う。

その内容であるが、彩の国功労賞の贈呈についてである。いずれも、東京2020オリンピック・パラリンピックのメダリストへの贈呈であり、オリンピック競技では陸上競技の池田向希氏、野球の源田壮亮氏、平良海馬氏、ソフトボールの我妻悠香氏、森さやか氏、バスケットボールの宮崎早織氏、本橋菜子氏、次のページ、ボクシングの並木月海氏、自転車競技の梶原悠未氏、フェンシングの山田優氏、柔道の新井千鶴氏、濱田尚里氏、卓球の丹羽孝希氏、ウエイトリフティングの安藤美希子氏、レスリングの乙黒拓斗氏の計15名、次のページ、パラリンピック競技では、バドミントンの鈴木亜弥子氏、ボッチャの高橋和樹氏、ゴールボールの萩原紀佳氏、若杉遥氏、車いすバスケットボールの赤石竜我氏、藤澤潔氏、車いすラグビーの倉橋香衣氏、島川慎一氏、中町俊耶氏、羽賀理之氏、次のページ、車いすテニスの菅野浩二氏の計11名、以上、オリンピック・パラリンピック競技選手合計26名に彩の国功労賞を贈呈することについて、それぞれ御同意をお願いするものである。

贈呈理由等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

どうぞ、よろしく願います。

**委員長**

4 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 質疑質問についての(1) 質疑質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、お手元の資料3により、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2) 質疑質問順位の決定についてだが、まず、9月30日(木)については、自民、県民、民主フォーラムの順に行うことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、10月1日(金)については、自民、公明、共産党の順に行うことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、10月4日(月)については、自民、県民、無所属の順に行うことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、10月5日（火）については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**田村委員**

10月5日については、1番目が高木功介議員、3番目が岡田静佳議員でお願いします。

**委員長**

次に、10月6日（水）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

**田村委員**

10月6日については、1番目が横川雅也議員、2番目が新井一徳議員、3番目が諸井真英議員でお願いします。

**委員長**

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果（別紙）を読み上げる。 >

**委員長**

6 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問中日・10月4日（月）、案文については一般質問最終日・10月6日（水）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・10月14日（木）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いします。

**委員長**

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

8 その他に入る前に申し上げる。

まず、議員政策研修会についてだが、本日、午後1時からオンライン配信で実施する。

第4委員会室などでの視聴も可能なので、議員各位の御参加をお願いする。

#### 委員長

次に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、ペーパーレス会議システムの運用についてだが、本日から、本会議にもパソコンを持ち込むこととなる。

本会議中、パソコンの不具合等が生じた場合には、議事進行の妨げとならないよう、まず、各会派の議運の委員が副委員長にお伝えいただき、それを受けて、私から事務局へ連絡する形を考えている。

各会派におかれては、この旨の周知をお願いする。

#### 委員長

次に、オンライン委員会への出席に係る申請時期についてだが、オンライン委員会運用基準では、原則として、オンラインによる委員会への出席を希望する日の前日の午後1時までに委員長に申請することになっているが、緊急の場合はこれにとらわれず、状況に応じて対応することになるので、補足として追加させていただく。

よろしく願います。

#### 委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

#### 議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

#### 委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・9月30日(木)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、(3)本会議開会時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

## 委員長

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

## 砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、今定例会に追加提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年9月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。  
追加提案を予定している議案は、予算1件である。

国は、9月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部にて、9月30日をもって本県を含む19都道府県を対象とした緊急事態宣言の解除を決定するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更した。今回の変更では、感染の早期の再拡大を防止する観点から、地域の感染状況等を踏まえ、飲食店等に対して短縮を要請する営業時間や第三者認証制度の適用店舗の取扱いなど、対策の段階的な緩和について、知事が適切に判断することが具体的に明記された。本県では、地域の感染状況等に応じた柔軟かつ強力な感染拡大防止対策を引き続き推進し、新規陽性者を一層減少させていく必要があることなどから、専門家の意見も踏まえ、対策を検討した。その結果、10月1日から24日の24日間、県内全域の飲食店等に対し、営業時間等を短縮していただくなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく要請を段階的緩和措置等として実施することとした。こうしたことから、急きよではあるが、補正予算を編成したところである。

お手元の資料2「令和3年度9月補正予算(追加)案の概要」を御覧願う。

今回の補正予算案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、段階的緩和措置として、県内飲食店等の事業者に対して営業時間短縮等の要請を行うことに伴い、感染防止対策協力金を支給することに要する経費など、当面緊急に対応すべき事業に要する経費について編成したものである。

その結果、一般会計の補正予算額は、244億6,608万5千円となったところである。

内容としては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」のうち、まず、「飲食店等に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給」である。「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店(+)」認証店舗については、営業時間を午前5時から午後9時までとし、さらに、酒類の提供時間を午前11時から午後8時までとすることなどを要件に協力金を支給するものである。また、同認証を受けていない店舗については、営業時間を午前5時から午後8時までとし、さらに、酒類の提供を終日自粛することなど、認証店舗よりも要件を厳しくした上で協力金を支給する。

次に、「飲食店等への営業時間短縮要請等に係る現地調査」は、県内主要駅の繁華街に立地する飲食店等を中心に、営業時間短縮要請への協力状況等を確認するため、実地による目視の外観調査をするものである。

財源については、国庫支出金のほか繰越金がある。

なお、10月1日からの段階的緩和措置に伴う飲食店等への感染防止対策協力金支給事業等の実施に当たり、速やかな予算措置が必要であることから、本補正予算案については、

他の案件に先立って御審議いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

以上が、今定例会に追加提案させていただく議案の概要である。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 委員長

ただ今、執行部から、急施を要するとの要請があった追加提出議案の取扱いについて、御協議願う。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局職員が委員長案を配布 >

#### 委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 協議・了承 >

#### 委員長

また、本日の一般質問3人目終了後に予定されている「知事提出急施議案に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、本日の一般質問1人目終了後の休憩中速やかにということはいかがか。

< 了 承 >

#### 委員長

2 5か年計画に関する特別委員会についてだが、去る9月17日（金）の議会運営委員会において、新たな5か年計画の策定に関する特別委員会の設置に向けた協議を進めていくことについて、御決定いただいた。

この件について、委員長案を申し上げたいと思うので、御協議願う。

まず、名称及び付託事件についてだが、名称を「5か年計画特別委員会」、付託事件を「新たな5か年計画の策定等に関する件」とすることでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、委員定数についてだが、18人とすることでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、委員配分についてだが、定数18人を、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき配分すると、自民10人、県民3人、民主フォーラム2人、公明2人、共産党

1人となるが、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、名簿の提出期限についてだが、一般質問中日・10月4日（月）午後5時までに御協力をお願いする。

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

4 その他に入る前に申し上げる。

まず、本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされている。

また、ペーパーレス会議システムの導入の一環として、パネル等の電子データをあらかじめ提出いただければ、本会議において、各議員がパソコンで閲覧することが可能となるので、念のため申し上げる。

**委員長**

次に、本会議における執行部の出席についてだが、去る9月17日（金）の議会運営委員会で決定した新型コロナウイルス感染防止対応の申合せを受け、一般質問期間中においては、採決時を除き、知事、副知事2名及び質疑・質問に関係する部長等のみが出席することとなったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問1人目終了後とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和3年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年9月30日(木)第2回)

---

**委員長**

1 知事提出急施議案(第102号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、68番須賀敬史議員から質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、常任委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよろしいか。

< 了 承 >

令和3年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年9月30日(木)第3回)

---

**委員長**

1 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

**委員長**

1 知事提出急施議案(第121号議案)に係る各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 知事提出急施議案(第121号議案)についての(1)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

4 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・10月6日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

**委員長**

次に(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

## 委員長

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

## 砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、本日、追加提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年9月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

追加提案する議案は、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」など計3件である。

去る9月9日に職員の給与改定について、議長及び知事に対して県人事委員会から勧告があった。その取扱いについて慎重に検討を行ってきたが、人事委員会の勧告の内容を踏まえ、職員の期末手当を改定等することとした。

詳細については、このあと企画財政部長に説明させるので、よろしくお願い申し上げます。

## 企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、本日、追加提案させていただく条例案について、お手元の資料により御説明させていただきます。

去る9月9日に職員の給与等について、県人事委員会から報告、勧告及び意見があった。その主な内容は、給料表について、民間給与と職員給与がおおむね均衡していることから改定しない、期末手当について、年間支給割合を0.15月分引き下げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.45月から4.30月とするなどである。追加提案させていただく条例は、この人事委員会の勧告を踏まえ、関連条例を改正するものである。

詳細については、資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。

1番は、特別職等の期末手当について、一般職の期末手当の引下げや国の動向等を総合的に勘案し、年間支給割合を0.10月分引き下げるものである。

ページをおめくりいただき、2ページの2番は、人事委員会の勧告を踏まえ、知事部局、教育局及び警察本部などの職員の期末手当を改定等するものである。また、会計年度任用職員については、採用時に示した期末手当の支給割合を維持することとし、来年度からの引下げとするものである。

ページをおめくりいただき、3ページの3番は、先ほどの2番と同様に、教員など学校職員の期末手当を改定等するものである。

以上が、追加提案をさせていただく議案の概要である。

よろしくお願いする。

## 委員長

次に、ただ今説明のあった知事追加提出議案については、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことではいかがか。

< 了 承 >

## 委員長

なお、知事追加提出議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、本日の一般質問1人目終了後の休憩中速やかにということではいかがか。

< 了 承 >

## 委員長

2 埼玉県議会定例会議案等の一部変更についてだが、この件に関して、執行部から発言を求められているので、これを許す。

## 砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、埼玉県議会定例会議案等の一部変更について御説明申し上げます。

第121号議案「令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第11号）」については、急施の取扱いをお願いしたところ、9月30日に御議決賜った。誠に感謝申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会定例会議案変更表」及び「埼玉県議会提出予算説明書変更表」を御覧願う。第11号補正予算の成立に伴い、先に提出した第10号補正予算の「議案」及び「予算説明書」において、「歳入歳出予算の総額」、「補正前の額」及び「計」の欄の数値に変更が生じたものである。

以上、よろしくお取り計らいのほど、お願いする。

## 委員長

ただ今の説明のとおり、変更を了承することでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

なお、この件については、本日の本会議冒頭で報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

## 委員長

3 5か年計画特別委員会についてだが、去る9月30日（木）の議運において、18人の委員をもって、「5か年計画特別委員会」を設置し、「新たな5か年計画の策定等に関する件」を付託することについて、御決定をいただいた。

まず、委員の選任については、お手元の資料1の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

次に、5か年計画特別委員会の設置及び委員の選任については、一般質問1人目終了後に、異議なし採決により、お諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、改革及び無所属は私から確認しておく。

また、正副委員長互選のための委員会を次の本会議の休憩中に開会することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 決算特別委員会の設置、第119号議案及び第120号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任についてだが、まず、本日、18人の委員をもって決算特別委員会を設置し、これに第119号議案及び第120号議案を付託の上、閉会中の継続審査とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、決算特別委員の選任については、お手元の資料2の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

以上、決算特別委員会の設置、第119号議案及び第120号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任については、議案の各委員会付託後に、異議なし採決により、お諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、改革及び無所属は私から確認しておく。

また、正副委員長互選のための委員会を本日の本会議散会後に開会することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料3のとおり、意見書21件、決議2件の計23件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる５か年計画特別委員会の正副委員長互選終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、１２時１５分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時でよいか。

< 了 承 >

令和3年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年10月6日(水)) 第2回

---

**委員長**

1 5か年計画特別委員会正副委員長の互選結果報告についてだが、委員長に齊藤正明委員が、副委員長に田村琢実委員が、それぞれ互選された。

については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案(第107号議案ないし第118号議案)の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 知事追加提出議案(第122号議案ないし第124号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、16番中川浩議員から第122号議案ないし第124号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

5 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・10月14日(木)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和3年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年10月14日(木)第1回)

**委員長**

1 決算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に齊藤邦明委員が、副委員長に浅井明委員が互選された。

については、本日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 各常任委員会及び5か年計画特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

3 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料1の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

**委員長**

御異議なしと認め、お手元の資料1の案のとおり決定した。

**委員長**

4 意見書・決議案についてだが、去る10月4日(月)(一般質問中日)までに各会派から提出された意見書・決議案の柱23件(意見書21件、決議2件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料2の一覧表のとおり、共同提案14件(意見書13件、決議1件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

**田村委員**

急きよではあるが、この場をお借りして、私の方から、決議1件について御提案させていただきたいと思う。

10月に入って記録的豪雨に見舞われている中国山西省において、大規模な洪水災害が発生している。この災害により176万人以上が被災し、約2万軒以上の住居が破壊され、住民12万人が緊急避難するなどの深刻な被害が、本県の姉妹州県である山西省の広範囲に及んでいる。

我が会派としては、本県議会として、被災者の一刻も早い救済と被災地の早期復旧及び生活再建を願うとともに、被災された方々に対するお見舞いを申し上げる必要があると考える。

そこで、「中華人民共和国山西省における洪水災害に関する見舞い決議」を行うことにつ

いて、御配慮願いたいと考えている。

通常の手続を逸脱しているが、9月定例県議会の閉会日を迎えているので、時宜を逸しないため、提出させていただきたいと思う。

各会派におかれても、御理解いただくようお願いする

#### 委員長

自民の案を事務局に配布させる。

<事務局職員が自民委員から資料を受け取り、配布>

#### 委員長

それでは、説明をお願いします。

#### 田村委員

先ほど御説明したとおりである。よろしくお願い申し上げます。

#### 委員長

ただ今の件については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしくお願い申し上げます。

#### 委員長

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

#### 委員長

6 その他に入る前に申し上げます。

先の議運において、ペーパーレス会議システムの本格実施に向けたアンケートへの御協力についてお願いをしたが、本委員会終了後、事務局からアンケートを配布する。

あわせて、全議員宛メール又はファックスでもお知らせするので、各会派におかれては、所属議員にその旨の周知をお願いします。

なお、10月29日（金）までに、事務局へ御提出いただくようお願いする。

#### 委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

#### 議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

#### 委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、43番前原かづえ議員から、第123号議案及び第124号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 知事追加提出議案についてだが、去る9月24日(金)の議会運営委員会において説明のあった、表彰議案についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、表彰に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 議員提出議案についてだが、今朝の議運で提案のあった決議案について、正副委員長で各会派と調整させていただいたところ、案がまとまったので、これを追加した。

その結果、共同提案15件(意見書13件、決議2件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

これを踏まえ、(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよ

いか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他の(1) 12月定例会の会期予定案についてだが、この件については、12月2日(木)から12月22日(水)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

**委員長**

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。